

令和 7・8 年度 郡山市小規模修繕契約希望者追加登録申請の手引

I 登録申請概要

1 目的

本市が発注する施設修繕契約のうち、小規模な修繕（小規模修繕）について、市内に住所又は主たる事業所を有し、建設工事の入札参加資格審査申請が困難な方を「小規模修繕契約希望者」として登録し、積極的に活用することにより、市内経済の活性化を図る。

2 小規模修繕の範囲

修繕内容が簡易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる施設修繕契約に係るものであって、1 件の予定金額が 100 万円以下のもの。

令和 7 年 9 月 1 日から範囲を 50 万円以下から 100 万円以下に拡大しました。

3 小規模修繕契約希望者としての登録

オンライン申請又は申請書類の提出後、市が確認を行い、「郡山市小規模修繕契約希望者登録名簿」に登録されると、市が小規模修繕を発注する際の選定対象となることができます。

確認結果は、申請日の属する月の翌月下旬までに通知する予定です。

※必ずしも受注者に選定されるものとは限りません。

4 登録対象者

郡山市内に住所又は主たる事業所（本店）を有し、現に自らの業として業務を行っている（会社従業員等になっていない）方で、以下のいずれにも該当しない方

- (1) 令和 7・8 年度工事等入札参加有資格業者名簿に登録された方
- (2) 希望する業種の小規模修繕を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- (3) 市税を滞納している方

※ 申請受付後、契約検査課から税務担当課へ、市税（市民税、固定資産税（都市計画税 含む）、軽自動車税、国民健康保険税）の納付状況（滞納状況、申告の有無等）について確認します。

- (4) 代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者であると認められる方
- (5) 希望する業種に係る受注実績がない方
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行った後に再生計画認可の決定を受けている方、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てを行った後に更生計画認可の決定を受けている方
- (7) 上記に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められる方

5 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和9年1月29日（金）まで

6 申請方法

【オンライン申請】

下記 URL 又は QR コードからオンライン申請画面を開き、別紙「令和7・8年度郡山市小規模修繕契約希望者追加登録オンライン申請手引き」のとおり申請してください。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/97eb5e9a-8855-44b6-8119-b7ee331dcd99/start>



【窓口】

受付期間：令和7年4月1日（火）～令和9年1月29日（金）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所：契約検査課（郡山市役所本庁舎2階）

※行政センターでは受付しませんのでご注意ください。

【郵送】

送付先：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市財務部契約検査課 宛

※令和9年1月29日（金）当日消印有効

※封筒には「令和7・8年度小規模修繕契約希望者登録申請書」を赤字明記してください。

※申請書類は郵便法で定める「信書」にあたるため、郵送で提出する際には、信書を送付できる郵便物かつ期限までに到着したことが確認できる方法（書留、レターパック等）をご利用ください。（信書を送付できない方法（宅配便等）で申請書類が送付されてきた場合、受付できません。）

申請書等の記載方法等については、4ページをご覧ください。

7 登録の有効期間

申請日の属する月の翌々月1日から令和9年3月31日まで

8 登録業種数

最大5業種まで

[登録業種一覧]

業種番号	修繕業種名称	主な例示
1	大工	大工・型枠・造作等
2	左官	左官・モルタル・吹き付け等
3	石	石積み等
4	屋根	屋根ふき等（スレート、瓦、トタン）
5	電気	送配電設備・構内電気設備・照明設備・家電
6	管	空調・給排水・衛生設備・浄化槽・ボイラー・ポンプ
7	タイル・レンガ・ブロック	タイル・レンガ・コンクリートブロック積み
8	鋼構造物・鉄筋	鉄骨・貯蔵用タンク設備・鉄筋加工組み立て
9	板金	板金加工取付工事
10	ガラス	ガラス加工取付工事
11	塗装	塗装工事
12	内装・仕上	天井・壁・間切り・床・畳・カーテン・ブラインド
13	機械器具設備	各施設機械器具設備
14	電気通信	電気通信線路設備・電気通信機械・放送機械設備
15	建具	サッシ・シャッター・扉・木製建具・ふすま・鍵
16	水道設備	取水施設・浄化設備・配水設備
17	消防施設	火災報知機・消火設備等
18	その他	上記に分類されないもの

9 市税納付状況確認の基準日

申請日の属する月の月末

※ 納期が到来している市税は速やかに納付をお願いします。

10 登録名簿の公表

郡山市ホームページにて公表します。

11 登録事項に変更が生じたとき

名簿登載後、登録事項に変更があったときは、速やかに「郡山市小規模修繕契約希望者登録変更等届（第3号様式）」を提出してください。

- ・会社名や屋号、代表者が変わったとき
- ・住所や連絡先（電話、FAX）が変わったとき
- ・業種を変更（追加・削除）したいとき
- ・廃業したとき
- ・その他登録上重要な変更があったとき

Ⅱ 申請書等記入方法

1 申請書の記載内容

【住所又は所在地】

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。個人事業主で事業所と自宅の所在地が異なる場合は、事業所の所在地を記入し、「住民登録住所（個人）」欄に自宅の住所を記入してください。

【氏名又は商号（名称）】

法 人：履歴事項全部証明書の「商号」を記入してください。

個人事業主：通常使用している屋号等がある場合は記入してください。

※ ふりがなを必ず記入してください。

【代表者職氏名】

法 人：見積書や請求書などで通常使用している代表者の職氏名を記入してください。

個人事業主：屋号等がある場合は通常使用している代表者の職氏名を、無い場合は代表者の個人名を記入してください。

※ ふりがなを必ず記入してください。

【電話、FAX、携帯電話】

市から見積依頼等の連絡の際に使用しますので、必ず記入してください。

【営業年数、従業員数】

法 人：履歴事項全部証明書の「会社成立の年月日」に記載されている年月から申請日までの営業年数（1年未満の場合は「0年」とする）、申請日現在の従業員数を記入してください。

個人事業主：創業年月から申請日までの営業年数（1年未満の場合は「0年」とする）、申請日現在の従業員数を記入してください。

【書類作成者（氏名等）】

代表者以外の方が申請書類を作成した場合、書類作成者の氏名及び連絡先を記入してください。

※ 申請書類の内容について問合わせることがあります。

【登録を希望する修繕の業種と希望順位（第1号様式裏面）】

「主な例示」を参考に、登録を希望する修繕の業種を最大5業種まで選択し、「業種番号」欄に受注希望の順位順から業種番号を記入してください。

また、法令上許可・免許・登録等を要する場合は、許可証等の写しを添付してください。

【修繕（工事受注状況）】

登録を希望する修繕の業種に係る受注実績を「修繕（工事受注状況）」欄に必ず記入してください。

なお、記入する受注実績は、申請日以前で直近のもの（なるべく申請日より過去1年以内のもの）としてください。相手方は官公庁・民間のどちらでも構いません。

また、可能な限り元請として受注した実績を記入してください。下請の実績のみの場合はその実績を記入してください。

「18その他」を希望する場合は、「業種番号18「その他」の場合、具体的に手がける内容を記入」欄に、希望する施設修繕の内容を具体的に記入してください。

2 オンライン申請方法

別紙「令和 7・8 年度郡山市小規模修繕契約希望者登録オンライン申請の手引」のとおり申請してください。

- ・提出書類

次の書類をPDF又はZIPファイルでオンライン申請の際に添付してください。

- (1) 申請日以前から 3 か月以内に発行された履歴事項全部証明書
- (2) 許可・免許等が必要な業種の許可証等の写し

3 窓口又は郵送での申請方法

郡山市小規模修繕契約希望者登録申請に「1 申請書の記載内容」のとおり記入してください。

- ・提出書類

次の(1)～(3)の書類を提出してください。

- (1) 「郡山市小規模修繕契約希望者登録申請書（第 1 号様式）」
- (2) 添付書類
 - ア 申請日以前から 3 か月以内に発行された履歴事項全部証明書
 - イ 許可・免許等が必要な業種の許可証等の写し
- (3) 別紙 小規模修繕契約希望者登録申請に係る申告調書

Ⅲ 小規模修繕契約に関する事項

1 発注方法

市が小規模修繕を発注するときは、担当課から書面、FAX又は電話等で見積を依頼しますので、依頼内容に沿って見積書を提出してください。

その後、担当課から正式な修繕依頼があった後に、修繕を開始することとなります。

2 契約方法

受注者となった場合は、担当課の指示に従い契約をしてください。

3 契約の履行

修繕契約は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）やその他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行してください。

なお、請け負った修繕契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請けはできませんので、登録申請を行う業種は自ら履行できる業種としてください。

4 代金の支払

代金は、履行完了後に市が行う検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に、原則として口座振替の方法により支払います。

5 不正行為等の禁止

受注した修繕契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関し不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、契約解除又は登録の取消しを行う場合があります。

【問合せ先】

郡山市役所財務部契約検査課 契約管理係

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：924-2601 FAX：924-4300

〈郡山市ウェブサイト〉

小規模修繕



検索！

